

質問	回答
Q.15 収入に障害者年金・恩給・遺族年金も含まれますか？また、受給している場合、何を提出すればよいでしょうか？	収入には、全ての年金が含まれます。受給している全ての直近の年金振込通知書をご提出ください。但し、生命保険の個人年金は除きます。
Q.16 送金証明とは何ですか？	「送金事実の確認できるもの」を送金証明と記載しております。具体的にはご利用控（振込通知書）のコピー、通帳の振込人・振込先の記載面の写し等です。直近 3 ヶ月分の送金証明（誰から誰へ・いつ・いくら支払ったかが明記されているもの）をご提出ください。
Q.17 会社命令の単身赴任で調査対象者（被扶養者）とは別居していますが、送金証明書は必要となりますか？	会社命令の単身赴任については、送金証明書の提出は不要です。単身赴任であることが分かる証明を添付してください。なお、回答書の「④同居・別居」欄の「 <input type="checkbox"/> 別居（会社命令による単身赴任）」に✓チェックをしてください。
Q.18 調査対象者は特別養護老人ホームに入所しており、被保険者と別居しております。何を提出すればよいですか？	送金または費用負担の確認ができる書類をご提出ください。
Q.19 実際は別居しているが、住民票を移していなければ同居になりますか？	別居となります。別居理由が「その他」の場合は、仕送りが証明できる書類をご提出ください。（別居理由が学校の関係、会社命令による単身赴任の場合は仕送りの証明は不要です）
Q.20 まとめて仕送りをしており、1 ヶ月毎の送金証明書が提出ができません。どうしたらよいですか？	基本は 1 ヶ月毎の送金を行うことで生計を維持していると判断いたしますが、まとめて仕送りしている場合は、直近 3 ヶ月分が確認できる送金証明を提出してください。※まとめて送金している方は、送金証明の余白に「〇ヵ月分」と記入してください。
Q.21 回答書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？	コールセンター宛にご連絡ください。再発行いたします。
Q.22 新型コロナウイルスの影響により、収入が一時的に増加し、認定基準額を超えました。どうすればよいですか？	新型コロナウイルスの影響により、2022（令和 4）年の状況については、一時的な収入増加の旨の証明を勤務先に依頼し、ご提出ください。なお、証明内容として被保険者名、被扶養者名、事業所名、所在地、電話番号、従事した期間、従事した内容、収入額（令和 4 年）を記載したものを提出してください。※認定継続の可否については提出書類を確認後、判断させていただきます。
Q.23 SP で職番変更になっているが、どのようにしたらよいですか？	旧番号を二重線で消して、新番号に書き直した上で提出してください。
Q.24 調査対象者の削除手続きは済んでおり、保険証も返却済みです。何か書類の提出は必要ですか？	データ処理にかかる時間の都合上、既に手続きをされている方にも回答書が届く場合がございます。該当する調査対象者の回答書の「加入条件を満たしていない方」欄の該当箇所をご記入いただき、回答書のみご提出ください。
Q.25 家族が就職をしたが見習い期間中のため、保険証が発行されていません。見習い期間中は扶養の削除手続きをしなくても大丈夫ですか？	見習い期間中でも、月収 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）以上の場合は、扶養削除の手続きを行ってください。お勤め先から保険証が発行されない期間は、ご自身で国民健康保険に加入してください。
Q.26 被扶養者の認定基準が満たさないことが分かった場合、どうすればよいですか？	P10「扶養家族の削除手続方法」を参照のうえ、期日までに扶養削除の手続きを行ってください。 ・喪失証明書が必要な場合は申請が必要です。 ・回答書については「加入条件を満たしていない方」欄の該当箇所をご記入いただき、回答書のみご提出ください。

回答書・必要書類について

削除手続き

ご案内

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました！

(注)マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルで利用申請を行う必要があります。

詳しくは [マイナポータル](#) にて、ご確認ください。

2023 年 10 月

日産自動車健康保険組合

全員で提出ください

被保険者・被扶養者のみなさまへ

2023 年度 健康保険被扶養者資格確認（検認）実施について

平素より、当組合の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
当健保では、扶養家族になられている方に扶養状況の調査を毎年実施させていただいております。
つきましては、該当される皆様に大変お手数をおかけいたしますが、別紙「回答書」にご記入のうえ、必要な証明書類をご提出いただきたく、よろしくお願いいたします。
また本調査につきましては、「株式会社 オークス」へ委託をしており、お問い合わせや督促業務は、委託先より直接連絡させていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

敬具

調査対象者

- 2022 年 12 月 31 日までに認定している 19 歳以上の被扶養者のうち、健保が各自自治体へ照会した 2022 年（令和 4 年）の年間収入額が以下の基準に該当する方
＜基準＞
60 歳未満は 120 万円以上、60 歳以上もしくは障害年金受給者は 170 万円以上
 - 収入額に関わらず別居の方
 - 各自治体において情報が照会できなかった方
- ※「回答書」に印字されていないご家族（2024 年 3 月末までに 75 歳になる方を含む）については、今回の調査対象外となります。

提出書類

- 健康保険被扶養者資格確認回答書（以下、「回答書」という）
- 証明書類

※提出書類はお返しできませんので必要に応じてコピーを添付してください。

提出期限

2023 年 11 月 20 日（月）必着

提出先

【委託先】〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2 丁目 4 番 9 号 NMF 新宿南口ビル 7 階
株式会社オークス内 日産自動車健康保険組合「被扶養者資格確認調査係」
※調査書類一式に同封されている返信封筒にて直接郵便でご提出ください。

注意事項

- ⚠ 審査の結果、認定基準から外れていると判断された方は、2023 年 12 月 1 日または事由発生日に遡って被扶養者の資格を無効とさせていただきます。
- ⚠ 回答内容に偽りがあった場合や、回答書や証明書類のご提出をいただけない場合は、健康保険法施行規則第 50 条 9 項「検認または更新を行なった場合において、その検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」により、遡って被扶養者資格を無効とさせていただきますので、ご留意ください。その際、被扶養者資格喪失日以降に受診された医療費の健保負担分を請求いたしますので、ご承知おきください。

個人情報の取扱い

お預かりした個人情報につきましては、「健康保険業務」にのみ使用し、これらの目的以外には使用いたしません。

お問い合わせ先
(Inquiries)日本語
(Japanese)

TEL : 03-4335-7096 平日 9:00~17:00

日本語のみ (Japanese Only)

English
(英語)

TEL : 03-4335-7097 Weekday 9:00~17:00

English Only (英語のみ)

※こちらの案内冊子（英語版）は＜日産健保 HP→健康保険証→8.被扶養者確認調査について＞でご確認ください。
※Please check the English version of this guide on the Nissan Motor Health Insurance Society website.



提出までのながれ

① 調査対象者が加入条件を満たしているかご確認ください

- ・ P3「被扶養者の認定基準」参照のうえ、加入条件を満たしているかご確認ください。
- ・ 加入条件を満たしていない場合、別途扶養削除の手続きが必要となります。P10「扶養家族の削除手続方法」を参照のうえ、扶養削除の手続きを行ってください。

② 「回答書」に必要事項をご記入ください

- ・ 別紙「回答書」の被保険者・調査対象者欄の記載内容を確認し、必要事項をご記入ください。

③ 調査対象者全員の必要書類(証明書類)をご用意ください

< 調査対象者の続柄が配偶者(妻・夫)と子の場合 >

- ・ P4「必要書類チャート①」を参照のうえ、調査対象者に該当するパターンの証明書類をご用意ください。

< 調査対象者の続柄が配偶者と子以外の場合 >

- ・ P6「必要書類チャート②」を参照のうえ、調査対象者に該当するパターンの証明書類をご用意ください。

④ 「回答書」と必要書類のご提出をお願いいたします

- ・ 同封の返信封筒を利用して、ご提出ください。
- ・ 返信封筒には、扶養調査以外の書類は、入れないでください。
(異動届及び保険証は事業所担当窓口にご提出ください。)
- ・ 提出書類はお返しできませんので必要に応じてコピーを添付してください。
- ・ 提出書類を確認した結果、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

「被扶養者」として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族とは異なります)、主として被保険者の収入で生計維持していることが必要です。さらに同居が要件とされる親族もあります。

国内居住要件

2020年4月1日より被扶養者の認定に際して「日本国内に住所を有すること(日本に住民票があること)」が要件として健康保険法に追加されました。

(例外)

- ・ 海外赴任する従業員に帯同し、海外に居住する家族
- ・ 海外留学している家族

詳細は日産自動車健康保険組合のホームページをご参照ください。

同居とは

被保険者と被扶養者の方が同一の住民票に記載されており尚かつ、同一住居に住んでいる場合を「同居」といたします。

認定対象者の収入の基準額

厚生労働省の通達により、下記①②の条件を満たしていることが必要です。

① 収入額 (総支給額 ※通勤手当等も含まれます)

被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与・年金など)
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満

新型コロナウイルスの影響により収入が一時的に増加し、設定基準を超えた場合は、P12のQ.22をご参照下さい。

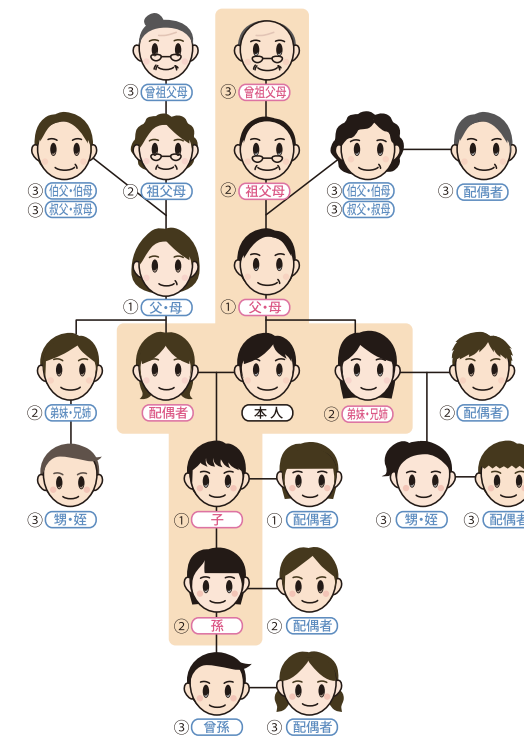
② 被保険者との世帯関係・収入・仕送り

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であることかつ、被保険者からの仕送り額未満であること

現在、上記の被扶養者認定基準を満たしていない場合は、P10の「扶養家族の削除手続方法」を参照のうえ、扶養家族の削除手続を行ってください。

なお、就職先の健康保険に加入した場合についても、削除手続きが必要です。

手続きが遅れると、削除日が遡ることにより、医療費等の返還請求を行う可能性があります。



3親等内の親族図

-同・別居を問わない
-同居が条件
- ①.....1親等
- ②.....2親等
- ③.....3親等

※配偶者は内縁の方を含みます。

従業員からみて「配偶者」と「子」の場合

提出書類について、下記チャートで確認し、該当する全ての書類をご提出ください。

スタート

調査対象者は就職等により、新規に健康保険の加入をしていますか？

いいえ

はい

P3「被扶養者の認定基準」から外れていますか？

いいえ

はい

調査対象者は22歳以下(平成13年4月2日以降生まれ)の学生ですか？

いいえ

調査対象者と被保険者[従業員]は同居ですか、別居ですか？
(学生、会社命令による単身赴任の場合は「同居」へお進みください)

同居

別居

調査対象者に2022年1月以降収入はありますか？

送金等はしていますか？
(必要な送金額に関しては日産健保HPを参照してください)

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

パターン X

パターン A

パターン B

パターン C

パターン D

パターン Z 扶養削除の手続きが必要です

パターン Y 扶養削除の手続きが必要です

パターン Z 扶養削除の手続きが必要です

「回答書」に以下の書類を添付してご提出ください

入手先

パターン A

- 調査対象者世帯全員の「住民票」[コピー] (続柄が掲載されているもの)*
*学生証、在学証明書[コピー]・単身赴任であることが分かる証明を添付した場合は住民票は不要
- 令和5年度「非課税証明書」[コピー]

P.8-1
*P.8-3
*P.9-8
P.8-2

- 必須 調査対象者世帯全員の「住民票」[コピー] (続柄が表記されているもの)*
*学生証、在学証明書[コピー]・単身赴任であることが分かる証明を添付した場合は住民票は不要

P.8-1
*P.8-3
*P.9-8

+ 上記の必須書類と併せて下記の該当する全ての書類をご提出ください。

パターン B

- 該当するものすべて
 - 2022年(1月~12月)に給与収入がある場合
 - 令和4年分源泉徴収票[コピー]
 - 令和5年度「所得証明書」[コピー]
 - 令和4年分の給与明細書(全部)[コピー]
 - 年金収入がある場合
 - 直近3ヶ月分の給与明細書[コピー]
 - 直近の「年金振込(改定)通知書」[コピー]
 - 2022年1月以降に給与・年金以外の収入がある場合
 - 「令和4年分確定申告書(控)一式」[コピー]
- いずれかひとつ
 - 令和4年分確定申告書(控)一式[コピー]

P.8-4
P.9-5
P.9-6

パターン C

- 令和5年度「非課税証明書」[コピー]
- 2023年直近連続3ヵ月分の「送金証明書」[コピー]
(必要な送金額に関しては日産健保HPを参照してください)

P.8-2
P.9-7

- 必須 2023年直近連続3ヵ月分の「送金証明書」[コピー]
(必要な送金額に関しては日産健保HPを参照してください)

P.9-7

+ 上記の必須書類と併せて下記の該当する全ての書類をご提出ください。

パターン D

- 該当するものすべて
 - 2022年(1月~12月)に給与収入がある場合
 - 令和4年分源泉徴収票[コピー]
 - 令和5年度「所得証明書」[コピー]
 - 令和4年分の給与明細書(全部)[コピー]
 - 年金収入がある場合
 - 直近3ヶ月分の給与明細書[コピー]
 - 直近の「年金振込(改定)通知書」[コピー]
 - 2022年1月以降に給与・年金以外の収入がある場合
 - 「令和4年分確定申告書(控)一式」[コピー]
- いずれかひとつ
 - 令和4年分確定申告書(控)一式[コピー]

P.8-4
P.9-5
P.9-6

パターン X

- 学生証または在学証明書のコピー 氏名・有効期限が確認できるもの
(学生証については有効期限が裏面に記載されている場合は両面のコピーが必要)

P.9-8

パターン Y
パターン Z

- この調査の回答については、返信用封筒で「回答書」のみご提出ください。
(回答書を提出後、扶養削除の手続きを2023年11月20日までに必ず行ってください。詳しい手続き方法はP.10に記載しています)

同封

従業員からみて「配偶者」と「子」以外の場合

提出書類について、下記チャートで確認し、該当する全ての書類をご提出ください。

スタート

調査対象者は就職等により、新規に健康保険の加入をしていますか？

いいえ

はい

P3「被扶養者の認定基準」から外れていますか？

いいえ

はい

調査対象者は22歳以下(平成13年4月2日以降生まれ)の学生ですか？

いいえ

調査対象者と被保険者〔従業員〕は同居ですか、別居ですか？
(学生、会社命令による単身赴任で従業員の配偶者・子と同居している場合は「同居」へお進みください)

同居

別居

調査対象者に2022年1月以降収入はありますか？

送金等はしていますか？
(必要な送金額に関しては日産健保HPを参照してください)

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

パターン X

パターン E

パターン F

パターン G

パターン H

パターン Z

扶養削除の手続きが必要です

パターン Y

扶養削除の手続きが必要です

パターン Z

扶養削除の手続きが必要です

「回答書」に以下の書類を添付してご提出ください

入手先

パターン E	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者世帯全員の「住民票」[コピー] (続柄が掲載されているもの)*1 <ul style="list-style-type: none"> *1 学生の場合は学生証、在学証明書のコピーを提出いただければ住民票は不要 *2 従業員が単身赴任で、従業員の配偶者・子と同居している場合は、同居とみなしますので、単身赴任を証明する書類と住民票を提出してください 令和5年度「非課税証明書」[コピー] 	<p>P.8 - ①</p> <p>*1 P.9 - ⑧</p> <p>*2 P.8 - ③</p> <p>P.8 - ②</p>
必須	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者世帯全員の「住民票」[コピー] (続柄が表記されているもの)*1 <ul style="list-style-type: none"> *1 学生の場合は学生証、在学証明書のコピーを提出いただければ住民票は不要 *2 従業員が単身赴任で、従業員の配偶者・子と同居している場合は、同居とみなしますので、単身赴任を証明する書類と住民票を提出してください <p>+ 上記の必須書類と併せて下記の該当する全ての書類をご提出ください。</p>	<p>P.8 - ①</p> <p>*1 P.9 - ⑧</p> <p>*2 P.8 - ③</p>
パターン F	<p>該当するものすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年(1月~12月)に給与収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年分源泉徴収票[コピー] 令和5年度「所得証明書」[コピー] 令和4年分の給与明細書(全部)[コピー] 直近3ヶ月分の給与明細書[コピー] 年金収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 直近の「年金振込(改定)通知書」[コピー] 2022年1月以降に給与・年金以外の収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 「令和4年分確定申告書(控)一式」[コピー] <p>※確定申告をしていない場合は、収支(収入・支出)の確認できる書類をご提出ください。</p>	<p>いずれかひとつ</p> <p>P.8 - ④</p> <p>P.9 - ⑤</p> <p>P.9 - ⑥</p>
パターン G	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度「非課税証明書」[コピー] 2023年直近連続3ヵ月分の「送金証明書」[コピー] (必要な送金額に関しては日産健保HPを参照してください) 	<p>P.8 - ②</p> <p>P.9 - ⑦</p>
必須	<ul style="list-style-type: none"> 2023年直近連続3ヵ月分の「送金証明書」[コピー] (必要な送金額に関しては日産健保HPを参照してください) <p>+ 上記の必須書類と併せて下記の該当する全ての書類をご提出ください。</p>	<p>P.9 - ⑦</p>
パターン H	<p>該当するものすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年(1月~12月)に給与収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年分源泉徴収票[コピー] 令和5年度「所得証明書」[コピー] 令和4年分の給与明細書(全部)[コピー] 直近3ヶ月分の給与明細書[コピー] 年金収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 直近の「年金振込(改定)通知書」[コピー] 2022年1月以降に給与・年金以外の収入がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 「令和4年分確定申告書(控)一式」[コピー] <p>※確定申告をしていない場合は、収支(収入・支出)の確認できる書類をご提出ください。</p>	<p>いずれかひとつ</p> <p>P.8 - ④</p> <p>P.9 - ⑤</p> <p>P.9 - ⑥</p>
パターン X	<ul style="list-style-type: none"> 学生証または在学証明書のコピー 氏名・有効期限が確認できるもの (学生証については有効期限が裏面に記載されている場合は両面のコピーが必要) 	<p>P.9 - ⑧</p>
パターン Y パターン Z	<p>この調査の回答については、返信用封筒で「回答書」のみご提出ください。 (回答書を提出後、扶養削除の手続きを2023年11月20日までに必ず行ってください。詳しい手続き方法はP.10に記載しています)</p>	<p>同封</p>

扶養家族の削除手続書類は 同封の返信用封筒に **入れないで** ください

パターン①の場合

提出する書類 (①～③を提出してください)

① 健康保険被扶養者異動届

【入手先】 日産健保ホームページ **日産健保** で検索！

② 日産健保の保険証カード

③ 就職先の保険証コピーまたは社会保険加入日の分かる書類

パターン②の場合

提出する書類 (①～③を提出してください)

① 健康保険被扶養者異動届

【入手先】 日産健保ホームページ **日産健保** で検索！

② 日産健保の保険証カード

③ 削除理由別に以下の添付書類

削除理由	添付書類 (コピー可)
収入超過	添付書類無し
別居	別居日の分かる書類
結婚	婚姻日の分かる書類又は別居日の分かる書類
離婚	離婚日の分かる書類
雇用保険受給開始	雇用保険受給資格者証 (必ずコピーで提出)

提出期限 **2023年11月20日(月)**

提出先

日産自動車／日産自動車九州の方	本社 人事SC 家族異動担当
関連会社の方	事業所健保窓口

	質 問	回 答
本調査について	Q.1 この調査は何のために行なわれるのでしょうか？	公平な扶養認定の維持ならびに保険給付の適正化を図ることを目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき実施するものです。これは、届出漏れを防ぐとともに、被扶養者の対象外となるべき人が扶養認定されることによる健保財政の悪化を抑止するために必要な調査となりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。
	Q.2 必要な書類を期日までに提出しない場合はどうなりますか？	再三の依頼にも応じず、正当な理由なく回答書や証明書類のご提出をいただけない場合は、健康保険法施行規則第50条9項「検認または更新を行なった場合において、その検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」により、2023年12月1日付で被扶養者資格を無効とさせていただきますので、ご留意ください。その際、被扶養者資格喪失日以降に受診された医療費の健保負担分を請求いたしますので、ご承知おきください。
	Q.3 (株) オークスとはどんな会社ですか？	(株) オークスは健康保険業務に関する事業及び調査を専門としている会社で、扶養状況調査についても専門的な知識・経験を有するスタッフで対応しています。さらにプライバシーマークの認定を受けており、当健保組合とは個人情報保護についての契約を取り交わしています。
回答書・必要書類について	Q.4 被保険者はすでに退職しています。書類の提出は必要ですか？	回答書の備考欄に、「被保険者〇月退職」とご記入いただき、回答書のみご提出ください。(※被保険者が12月以降退職の場合は、調査対象となりますので書類をご提出ください。)
	Q.5 住民票を取得するのに費用が発生しますが、健保組合が負担してくれますか？	証明書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。適正な扶養確認のため、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。
	Q.6 扶養している家族の回答書が同封されていませんでした。何故でしょうか？	調査対象者のみ回答書を送付しております。印字されていない方は今回の調査対象者ではありません。調査対象者については、P1をご確認ください。
	Q.7 令和4年分の源泉徴収票がありません。どうすればよいでしょうか？	お勤めされている事業所に再交付していただくか、令和5年度の所得証明書または、令和4年分の給与明細書(写)全てを提出してください。
	Q.8 直近の給与明細書3ヶ月分ですが、8月分だけ見当たりません。7、9月分に対応いただけますか？	給与明細書は手元にある直近3ヶ月分(このケースでは8月分を除いた6、7、9月分)をご提出ください。
	Q.9 紙の給与明細が配布されていません。どうすればいいですか？	該当月・給与総支給額・通勤手当などの詳細が確認できる画面を印刷してください。※画面を印刷したときに対象者の氏名が載っていない場合は、余白に氏名を記入してください。
	Q.10 学生ですがアルバイトをしています。給与明細や源泉徴収票等の提出が必要ですか？	23歳以上(平成13年4月1日以前生まれ)の学生については提出が必要になります。22歳以下(平成13年4月2日以降生まれ)の学生の方は、学生証または在学証明書のコピーをご提出をお願いします。
	Q.11 パート・アルバイトによる給与収入がある場合は、総支給額(税金等控除前)と手取り額(税金等控除後)のどちらで判断しますか？	総支給額(税金等控除前)で判断します。交通費についても収入とみなします。
	Q.12 回答書の2022年の収入は、どう記入すればよいですか？	2022年中に給与・年金収入がある場合は、税金控除前の総収入額をご記入ください。自営業、その他の収入がある場合には、売上額をご記入ください。
	Q.13 自営業の収入は、所得額で判断するのですか？	健康保険法における自営業等の収入については『総収入金額から「直接的必要経費」を差し引いた額」となっています。被扶養者認定において、総収入金額から差し引く必要経費は、所得税法上で認められている必要経費と異なり、その費用なしでは事業が成り立たない経費(＝「直接的必要経費」)に限られます。確定申告における所得金額が、そのまま収入とみなされるわけではありません。※当健保組合が認める「直接的必要経費」についてはHPをご参照ください。
	Q.14 直近の年金振込(改定)通知書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？	紛失してしまった場合は、発行元(日本年金機構等)に「年金振込(改定)通知書」の発行をご依頼いただきご提出ください。(障害年金や遺族年金も同様です。)

健康保険被扶養者資格確認「回答書」

※調査対象の方のみ、お名前が印字されています。
 ※該当するすべての□に✓チェック、金額、状況等、ご記入ください。

被保険者	保険証 記号-番号	9999-9999999	被保険者 氏名	ケンボ タロウ 健保 太郎	電話番号 (日中連絡先)	A 090-9999-9999
------	--------------	--------------	------------	------------------	-----------------	------------------------

調査対象者	氏名	ケンボ ハナコ 健保 花子	続柄	妻	生年月日	昭和 56 年 1 月 3 日	認定日	平成 20 年 4 月 1 日
	B ① 居住地	② 22 歳以下 (平成 13 年 4 月 2 日以降生まれ) の学生ですか?	C ③ 2022 年 (1 月 ~ 12 月) 収入					
	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 日本国外	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 収入なし <input checked="" type="checkbox"/> 給与収入 (通勤手当含む) ※パート・アルバイトも収入になります <u>90万</u> 円 / 年 <input type="checkbox"/> 年金収入 (老齢・障害・遺族・恩給等) _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> 自営業収入 _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> 不動産・譲渡・相続収入 _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> 利子・配当収入 _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> その他 () _____ 円 / 年					
	D ④ 同居・別居	E 加入条件を満たしていない方 (a、b それぞれ記入)		備考				
	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (学校の関係) <input type="checkbox"/> 別居 (会社命令による単身赴任) <input type="checkbox"/> 別居 (その他の理由) ↳ 一定額以上の送金が必要です	<理由> <input type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 保険証返却済 返却年月 (年 月) <input type="checkbox"/> 扶養削除未手続き		2023 年 11 月 20 日までに必ず 手続きが必要です。(手続き方法 は P10 に記載しています)		

調査対象者	氏名	ケンボ ケイコ 健保 恵子	続柄	母	生年月日	昭和 26 年 2 月 14 日	認定日	平成 20 年 4 月 1 日
	B ① 居住地	② 22 歳以下 (平成 13 年 4 月 2 日以降生まれ) の学生ですか?	C ③ 2022 年 (1 月 ~ 12 月) 収入					
	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 日本国外	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 収入なし <input checked="" type="checkbox"/> 給与収入 (通勤手当含む) ※パート・アルバイトも収入になります <u>10万</u> 円 / 年 <input checked="" type="checkbox"/> 年金収入 (老齢・障害・遺族・恩給等) <u>100万</u> 円 / 年 <input type="checkbox"/> 自営業収入 _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> 不動産・譲渡・相続収入 _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> 利子・配当収入 _____ 円 / 年 <input type="checkbox"/> その他 () _____ 円 / 年					
	D ④ 同居・別居	E 加入条件を満たしていない方 (a、b それぞれ記入)		備考				
	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (学校の関係) <input type="checkbox"/> 別居 (会社命令による単身赴任) <input checked="" type="checkbox"/> 別居 (その他の理由) ↳ 一定額以上の送金が必要です	<理由> <input type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 就職 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 保険証返却済 返却年月 (年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養削除未手続き		2023 年 11 月 20 日までに必ず 手続きが必要です。(手続き方法 は P10 に記載しています)		

【記入項目】

- A** 日中連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。※書類に不備があった場合、ご連絡させていただくことがあります。
- B** 現在の居住地について、該当する□に✓チェックしてください。
- C** 収入状況について、該当するすべての□に✓チェックしてください。2022年に収入がある場合は、ご記入ください。
- D** 現在の同居・別居について、該当する□に✓チェックしてください。
- E** 加入条件を満たしていない方は、該当する□に✓チェックのうえ、未手続きの場合は期日までに必ず削除手続きを行ってください。